

○警戒区域への一時立入許可基準の一部を改正する新旧対照表（案）

（傍線部が改正部分）

警戒区域への一時立入許可基準（平成 23 年 4 月 23 日原子力災害対策本部長決定）

改 正 案	現 行
1・2 （略）	1・2 （略）
<p>3 一時立入りの範囲及び条件</p> <p>(1) 警戒区域において、立入りを認めない地域は、次のとおりとする。</p> <p>（削る）</p> <p>① 高い空間線量率等により立入りのリスクが大きいと考えられる区域</p> <p>② 今般の津波により被害を受けた地域であり、一時立入者に危険を及ぼすと考えられる区域</p> <p>(2)・(3) （略）</p>	<p>3 一時立入りの範囲及び条件</p> <p>(1) 警戒区域において、立入りを認めない地域は、次のとおりとする。</p> <p>① <u>福島第一原子力発電所から半径 3km 圏内の区域</u></p> <p>② 高い空間線量率等により立入りのリスクが大きいと考えられる区域</p> <p>③ 今般の津波により被害を受けた地域であり、一時立入者に危険を及ぼすと考えられる区域</p> <p>(2)・(3) （略）</p>
4～9 （略）	4～9 （略）